



# 島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第54号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則（審査指導課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第23号）

## 1 規則の概要

- (1) 長期継続契約を締結することができる契約に運動機器類の借入れ及びエル・イー・ディー照明器具の借入れに係る契約を追加することとした。（第2条関係）
- (2) (1)に掲げる物品の長期継続契約の期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間を超えることができないこととした。（第3条関係）
  - ア 運動機器類の借入れ及び当該物品の保守管理業務の委託に係る契約 5年
  - イ エル・イー・ディー照明器具の借入れ及び当該物品の保守管理業務の委託に係る契約 10年
- (3) 長期継続契約の期間について、知事が特に必要と認める場合は、知事が別に定める期間とすることとした。（第3条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第23号**

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 運動機器類の借入れに係る契約
- (7) エル・イー・ディー照明器具の借入れに係る契約

第3条を次のように改める。

（長期継続契約の期間）

**第3条** 条例第3条の規定による契約の期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 条例第2条第1号及び第2号の契約 5年
- (2) 条例第2条第3号及び第4号の契約 3年（条例第2条第4号の契約で機械警備業務に関するものについては、5年）
- (3) 前条各号に掲げる契約
  - ア 前条第1号から第6号まで及び第8号（同条第7号に掲げる物品の保守管理業務の委託に係るものを除く。）に掲げる契約 5年
  - イ 前条第7号及び第8号（同条第7号に掲げる物品の保守管理業務の委託に係るものに限る。）に掲げる契約 10年
  - ウ 前条第9号から第11号までに掲げる契約 3年
- (4) 前各号に掲げるもののほか、1の契約の内容が条例第2条第1号から第4号まで及び前条各号に掲げる契約のうち2以上の契約に該当するもの 当該契約の前各号に定める期間のうち最も長い期間

2 前項ただし書の場合における条例第3条の契約の期間は、知事が別に定める期間とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。